

(1)二次的自然等に分布する絶滅危惧種保全の推進

～「特定第二種国内希少野生動植物種」制度の創設～

現状と課題

○レッドリストでは、3,690種の絶滅危惧種が選定されているが、種の保存法の国内希少野生動植物種は208種※に留まっている。

※平成25年改正時の附帯決議において、2020年までに300種の新規指定を目指すこととされている(現在、119種を追加指定済み)。

○多くの絶滅危惧種が二次的自然(里地里山等)に依存※しているが、人口減少等に伴い、自然に対する働きかけが縮小。そのため、積極的に保全対象とし、人の働きかけを維持するための支援等が必要。

※昆虫類、淡水魚類、両生類の約7割が二次的自然に生息と推定。

○また、二次的自然に分布する一部の種については、高額取引等を背景として業者等による大量捕獲の危機にさらされている。

○しかし、指定に伴う規制が調査研究や環境教育等に支障を及ぼすため、現行の規制対象種とすることには問題がある場合もある。

○産卵数が多いなど増殖率が高く、環境が改善すれば速やかな回復が見込まれる種※については、捕獲等(第9条)及び譲渡し等(第12条)の規制が重要ではない場合がある。 ※昆虫類、淡水魚類、両生類等を想定。



ため池



昆虫類

改正内容

<現行の国内希少野生動植物種>

○学術研究、繁殖、教育等の目的で許可を受けた場合を除き、捕獲等及び譲渡し等は原則として禁止(第9条)。

捕獲・採取・損傷

販売・交換

<特定第二種国内希少野生動植物種> (新設・第4条第6項)

○販売・頒布の目的での捕獲等のみを禁止(第9条第2号)。

販売・頒布
業者の捕獲等

調査研究・環境教育等
捕獲や交換



二次的自然に分布する種
も積極的に保全

✓ 業者の捕獲等の抑制による保全

✓ 保護増殖事業の実施(第45条等)や生息地等保護区の指定(第36条等)による保全

(2) 動植物園等と連携した生息域外保全等の推進

～「認定希少種保全動植物園等」制度の創設～

現状と課題

- ツシマヤマネコ、トキ、ムニンノボタン等の一部の種は、動植物園等の協力を得て生息域外保全や野生復帰の取組を実施。
- 動植物園等の種の保存等に対する役割を認める制度は存在せず、生息域外保全等の取組は、各動植物園等の自主的な協力を頼っている。動植物園等の中で、繁殖等のために個体を移動する際には、譲渡し等の許可手続き(第13条)が必要であり、手続きの緩和が必要。
- 野生動植物種の生息状況等の悪化に伴い、生息域外保全が必要な種の数が増大の一途。生息域外保全を政府の力だけで実施することは限界があることから、今後、関連団体等と密接に連携し、取組を促進していくことが不可欠。



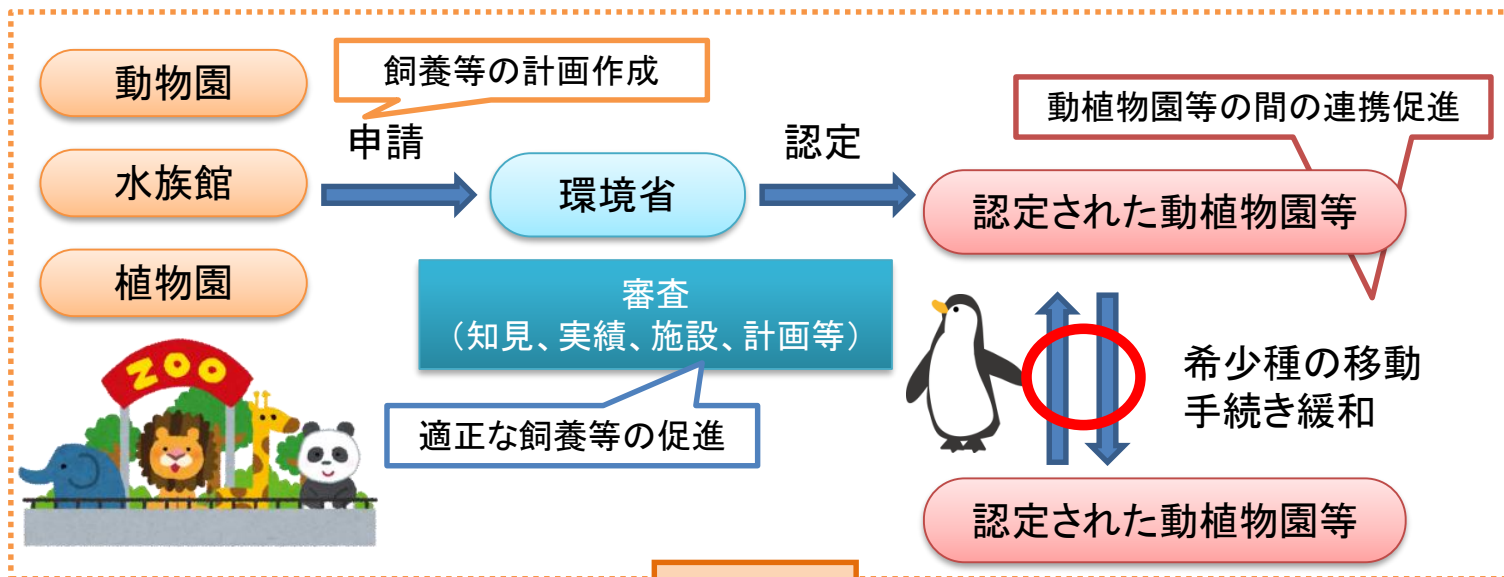
ツシマヤマネコ



ムニンノボタン

改正内容

- 希少種の保護増殖という点で、適切な施設及び能力を有する動植物園等を認定する制度を創設(第48条の4等)。計画の策定を通じて、積極的な連携を図るとともに、譲渡し等の規制緩和(第48条の10)等を通じて、生息域外保全を更に推進。



✓積極的な連携体制の構築

✓譲渡し等の規制緩和

生息域外保全や普及啓発等のより一層の促進

(3)①希少野生動植物種の流通管理強化 ～国際希少野生動植物種の登録手続の改善～

現状と課題

- 国際希少野生動植物種は、その希少性から高額で取引されているものが多い。
- 適法に輸入された個体等については、登録した上で、登録票とあわせて譲渡し等を行うことができる(第20条等)。
- 登録されている個体等を占有しなくなった場合等は、登録票の返納が義務づけられている(第22条)が、個体が死亡しても返納しない場合が少なくないと推察。
- 未返納の登録票を、違法に入手した別の個体の登録票として不正に利用した事件も発生。



スローロリス
写真提供:自然環境研究センター



オオバタン
写真提供:自然環境研究センター

改正内容

現行の登録制度

登録の要件(第20条)

- 適法に輸入された個体
- 日本国内で繁殖した個体 など



マダガスカルホンガメ
写真提供:自然環境研究センター

申請

登録機関

以後、登録票とともに移動

個体と登録票は1対1対応



登録票

- 新たに登録の有効期限を設定(第20条の2)
- 個体識別措置を導入(可能かつ必要な種)(第20条第2項第4号等)



マイクロチップ

- ✓ 一定の期間で失効させ、不正な流用を防止
- ✓ 登録票と登録個体の対応関係を強化



一定期間で失効

国際希少野生動植物種の流通管理の強化

(3)②象牙等の事業者の管理強化 ～象牙に係る「特別国際種事業者」の登録制度の創設～

現状と課題

- 現在、象牙のカットピースや製品については、個々の譲渡し等を規制する代わりに、象牙の譲渡し等の業務を伴う事業を行おうとする者による、届出が義務付けられている(第33条の2)。
- 未届の事業者や届出事業者による違反事例等が確認されているが、現在の制度では、事業者が法令に違反する行為を行った場合でも、罰則に従って罰金(50万円)を支払う等すれば事業を継続することができる。
- また、昨年9月～10月に開催された第17回ワシントン条約締約国会議では、アフリカゾウ密猟を抑制するため、「密猟や違法取引に貢献する市場の閉鎖」を勧告する決議が採択。国内市場の適正管理を継続するためにも、より厳正な対応が必要。



象牙の全形牙

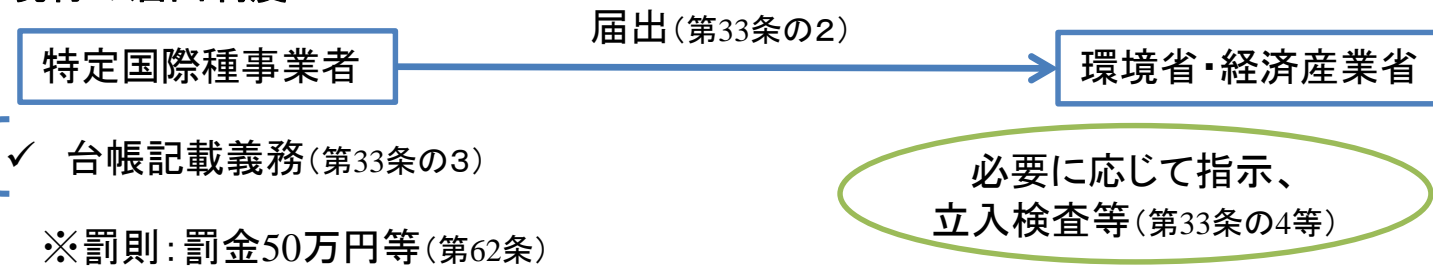


象牙の印章

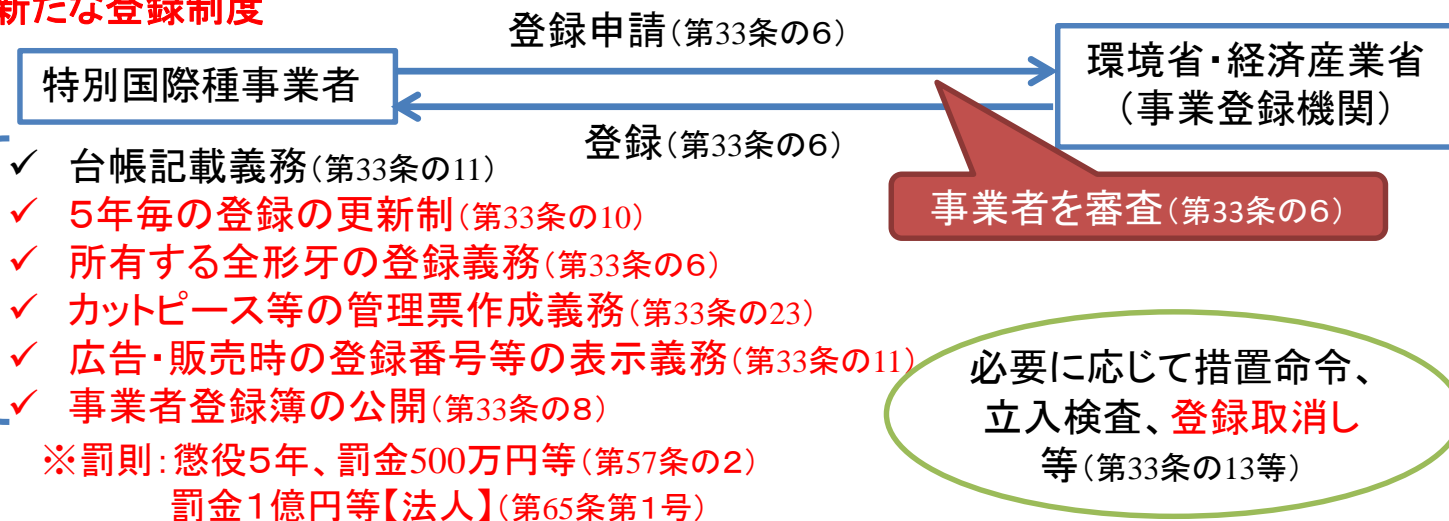
改正内容

象牙のカットピースや製品を扱う事業者の届出制を登録制に

現行の届出制度



新たな登録制度



象牙の国内市場の適正な管理の推進